

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第40号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金104万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年5月12日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年3月10日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、平成24年12月20日、岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1に本店を置き、音声・データ・画像通信用の機器などの開発等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所JASDAQ市場に上場されていた株式会社ネクス（以下「ネクス」という。平成25年7月16日付で東京証券取引所JASDAQ市場に上場。）と株式引受契約の締結の交渉をしていたB社の役員であるCから、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成25年1月23日より前の同月18日から同月21日までの間、D証券株式会社及びE証券株式会社を介し、大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己名義又はF社名義で、それぞれ、自己の計算又は自己の同族会社であるF社の計算において、ネクス株式合計65株を買付価額合計152万4850円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第10項第1号、第166条第3項前段、第1項第4号、第2項第1号イ、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の23第1項第4号、法第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(39,500円×65株)

－ (23,000円×2株+23,150円×5株+23,300円×4株+23,400円×1株
+23,500円×43株+23,600円×10株)

=1,042,650円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,040,000円となる。